

氏名(本籍)	安藤房治(東京都)
学位の種類	博士(教育学)
学位記番号	博乙第1,343号
学位授与年月日	平成10年1月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	心身障害学研究科
学位論文題目	アメリカ公教育制度における障害児の教育保障に関する歴史的研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 中村満紀男
副査	筑波大学教授 教育学博士 津曲裕次
副査	筑波大学教授 柳本雄次
副査	筑波大学教授 教育学博士 堀和郎

論文の内容の要旨

1 構成

本研究は、序論3章、本論4章、結論および補論から構成される全322ページの研究である。

2 研究の目的・課題・方法

本研究は、アメリカ合衆国の公立学校制度における障害児教育の成立と発展を、教育保障と統合教育との観点から検討した歴史的研究である。具体的な検討課題として、公立学校制度における障害児教育の成立、障害児義務就学法、公教育対象の明確化と排除、障害児教育権訴訟と判決、全障害児教育法を設定して、それらの歴史的意義を解明し、さらに、その研究成果の上に立って、現代的課題である多様な教育的ニーズに対する公立学校制度の対応を検討している。

本研究では、連邦および州教育行政関係資料と連邦議会公聴会記録等の史資料に基づいて、公立学校制度における障害児教育の成立と発展を、社会的要求と障害児およびその家族の要求、そして障害児の教育現場の関係者と教育行政担当者との接点から解明を試みている。

3 本論の概要

(1)公立学校制度における障害児教育の成立

1810年代末にはじまる障害種別に設立された州管轄の寄宿制特殊学校(聾啞学校・盲学校・精神薄弱学校)を前史として創設された通学制聾学校在り、公立学校制度における障害児教育の初例であり、公立学校制度における他の障害児教育の先駆となった。聾が他障害に先鞭をつけて公立学校制度に設置された理由は、通学制聾学校運動が、社会事業としての寄宿制特殊学校の問題点(高い入学年齢・教育始期の遅れと家庭機能の阻害)を解消する改良運動であったとともに、口話法の導入運動でもあり、これらのなかには、上層の親の教育要求も反映されていたからである。

(2)障害児義務就学法の意義と役割

南北戦争以降の資本主義の発展とともに賃労働が普及するが、報酬のより高い賃労働に就労するには、就学経験が必要とされるようになる。1870年代初め以降、この変化を認識した聾者および親・教師の要求が、聾児そして盲児の義務就学法制定の促進要因となった。これに対して、熟練労働への需要がなかった精神遅滞児では、義務就学法を実現する運動はみられなかった。しかし、この法律は、聾児および盲児においても、就学率の顕著な

向上をもたらすものではなかったが、一部の州では、特殊学級設置を義務づけた例が見られたことなど、公立学校における障害児教育の部分的な促進は生じた。

(3)特殊学級の成立と制度的確立

19世紀末に、公立学校制度に「問題児」のための特殊学級が設置され、まもなく障害別・状態別に特殊学級が分化するようになるが、特殊学級の拡充を支持した論理は、教育機会均等論、経済的負担軽減論、社会防衛論であった。しかし、精神薄弱児の場合、通常の子童の保護、障害の原因解明・診断過程を目的とする設置論が濃厚だったうえに、重度級精神薄弱児は公立学校の対象外として排除された。

公立学校制度における特殊学級は、1930年代にはその設置が州法として規定されるようになり、対象範囲を心身障害児から特異児に拡大しつつ、1940年代にかけて制度的骨格は完成することになる。しかし、第二次世界大戦前では、公立学校制度における障害児教育の実態は、州および市・タウン等の自治体により大きな懸隔があった。

(4)「すべての障害児」への公的保障

1950年代以降、障害児教育に対して連邦が積極的に関与するようになる起因は、冷戦における人的資源供給の危機感であった。1959年度には連邦資金による障害児教育の教員および専門技能職員の養成が開始される。障害児の就学数が急増するとともに、就学先が従来の寄宿制学校から公立学校中心に転換することになる。就学者数の増加は、小学区、就学前および中等段階での教育機会の拡大を伴うものであった。

しかし、特殊教育を必要としながら適切な教育を受けていない障害児等は多数に上った（1970年代に至っても障害児の約半数）。この事態を抜本的に変換させたのは、1960年代以降の公民権運動の高揚に対応するための連邦の教育政策と、平等な無償の教育機会をすべての児童に要求する州教育当局に対する親や障害者本人の訴訟であった。

(5)全障害児教育法の意義

1975年、連邦議会は、教育機会均等訴訟の結果により、すべての障害児に無償で適切な公教育の保障を立法趣旨とする全障害児教育法（PL 94-142）を制定し、現代公教育の理念であるすべての者の教育を受ける権利の実質的保障を、法律上具現することになった。また、同法における統合教育とニーズに応ずる教育保障の規定は、前記訴訟および州法の先行的実績を反映するものであった。さらに、精神遅滞者施設の非人道的処遇の暴露と訴訟における治療権の提起も、寄宿制学校での教育に否定的評価を与えることになり、公立学校制度における障害児の教育を一層推進することになった。

(6)統合教育論と適切な教育の場

全障害児教育法制定以後、障害児の適切な教育の場について多くの議論が重ねられてきたが、アメリカ合衆国では、歴史的にみると、寄宿制学校と公立学校＝通学制学校の二者択一的な選択が提起されたわけではなかった。全障害児教育法は、ラディカルな REI 論者が主張するように、通常学校や通常学級を唯一の教育的措置（すなわち完全統合）ではなく、障害児一人ひとりのニーズに応じた教育との関連における最も制約の少ない教育の場こそ要求しているのであって、多様な場の多様な選択が可能なのである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

(1)本論文は、アメリカ合衆国の障害児教育について、公立学校制度との関連において、成立から現代的課題までを考察したわが国で初めての歴史的研究であり、その意味で高く評価できる。

(2)アメリカ障害児教育は、1810年代末に、慈善的な寄宿制特殊学校として州レベルで創始された後、1860年代に公立学校制度のなかで通学制学校として成立し、1960年代には、公立学校における教育が、アメリカ障害児教育の主流となる歴史的過程を明らかにした。とりわけ、公立学校における障害児の平等な教育機会の実現に対し

て、教育関係者の運動や就学経験の社会的・経済的効用等、関与した要因を多面的に究明したことも、本研究の特長である。

(3)さらに、多様な教育的ニーズをもつ障害児に対して、適切な教育の場をどのように提供するかは、現代的課題としてアメリカ国内で大問題となっているが、全国におけるその実態を提示することにより、わが国での類似問題の方途に示唆を与えている。

(4)本研究の問題として、検討課題の時間的スパンと範囲の広さのため、幾分実証性に欠ける部分がある。しかし、今日、障害児の主たる教育の場となっている公立学校制度における障害児教育は多岐にわたり、州により多様であること、未開拓の研究分野であること等を考えると、分析方法の一層の工夫を含め今後の課題と考えられる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。